

広島市湯来福祉会館指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市湯来福祉会館 広島市佐伯区湯来町大字和田333番地
- (2) 設置目的
高齢者及び障害者に対して日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを提供するとともに、福祉を目的とする市民の交流及び活動の場を提供することにより地域における市民の自主的な福祉活動を支援し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア デイサービス等事業
① 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に係る事業
② 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
③ 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（本市が定める基準であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに該当するものに係るものに限る。）
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第27項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業
イ 福祉活動支援事業
福祉を目的とする市民の交流及び活動のための場の提供
ウ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
特定非営利活動法人サンピアゆき

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
特定非営利活動法人サンピアゆき
- (2) 非公募とする理由
湯来福祉会館は、高齢者及び障害者に対してデイサービス事業を実施するとともに、地域住民の自主的な福祉活動を支援することにより社会福祉の増進を図ることを目的とする施設であり、福祉に関する専門的な人材を多く有し、地域団体や地元の学校、地域包括支援センターなどと緊密に連携・交流を図りながら、長年にわたって地域に密着した福祉活動を展開している特定非営利活動法人サンピアゆきに管理させることで、施設機能が発揮される施設である。
このため、同法人を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア デイサービス施設（通所介護事業、居宅介護支援事業、第1号通所事業、地域活動支援センター事業）
① 休業日
日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで
② 開館時間
午前8時30分から午後5時15分まで
③ デイサービス等事業の提供時間
午前10時から午後3時まで
④ デイサービス等事業で利用定員の定めがあるもの

区 分	定 員	計
通所介護事業 第1号通所事業	35人	49人
地域活動支援センター事業	14人	

イ 福祉活動支援施設
① 休館日
12月29日から翌年1月3日まで
② 開館時間
午前8時30分から午後10時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。

(5) 業務の内容等

ア 湯来福祉会館の事業の実施等に関する事。

イ 湯来福祉会館の使用の許可に関する事。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）

ウ 湯来福祉会館の入館の制限に関する事。

エ 湯来福祉会館の建物及び設備の維持管理に関する事。

オ その他市長が定める業務

カ 特記事項

(ア) 利用料金制を導入済み。

(イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。

(ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること

(6) 配置人員

ア 15人を標準とする。

下表の職員を必置とし、その配置については、各事業の時間帯を考慮して適切に配置すること。

区 分	通所介護事業 第1号通所事業	居宅介護支援事業	地域活動支援センター事業	福祉会館管理
管理責任者	1人（兼務可）	1人（兼務可）	1人（兼務可）	1人（兼務可）
介護支援専門員		2人		
生活相談員	1人			
生活指導員			2人	
介護職員	5人			
看護師又は准看護師	1人		1人（兼務可）	
機能訓練指導員	1人（兼務可）			
調理員・配食員	2人		1人（兼務可）	
栄養士	1人		1人（兼務可）	
受付・使用許可				1人

イ 防火管理者等の配置

配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者及び危険物取扱者（三種以上）1人を必置とする（1人が複数の資格を有していても可）。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

1億4,498万9千円

なお、指定管理期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

(ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

(イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

(ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 湯来福祉会館の管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例・規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 事業の内容は、湯来福祉会館の設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④ 高齢者及び障害者に対して日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを安心かつ良質な福祉サービスとして利用者に提供する取組方策を有しているか。</p>	
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。】 [評価のポイント] ① 地域の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか（又は、把握する方策が検討されているか）。 ② 地域のニーズを踏まえた事業が計画されているか。 ③ 地域団体等と連携した施設運営が計画されているか。</p>	
<p>【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況</p>	達成・未達成
<p>② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合</p>	該当・非該当
<p>【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定</p>	策定済・未策定
<p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p>	有・無
<p>③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定</p>	策定済・未策定
<p>④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	有・無
<p>【地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合</p>	該当・非該当
<p>広島市内に本店がなく支店がある場合</p>	該当・非該当
<p>広島市内にその他事業所等がある場合</p>	該当・非該当
<p>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合</p>	該当・非該当
<p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合</p>	該当・非該当
<p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合</p>	該当・非該当